

# 保稅地域の活用に関する説明会

日時：令和3年5月28日（金）14：00～15：00

主催：文化庁・財務省

協力：一般社団法人全国美術商連合会

# 本日の内容

---

## 1. 近年のアート振興政策の動向について

文化庁 文化経済・国際課 課長補佐 林 保太

## 2. 保税措置に関する通達改正概要及び 保税許可申請手続について

財務省 関税局監視課 保税調査官 川上 司

## 3. 質疑応答

# 近年のアート振興政策の動向について

文化庁 文化経済・国際課

(Phase1)

平成25年12月 平成26(2014)年度政府予算案において「現代アート」を対象とする文化庁予算が初めて計上される(※1)

※1: 芸術文化の世界への発信と新たな展開 海外国際フェスティバル・展覧会参加出展等(補助金)

→「優れた現代美術の海外発信促進事業」を平成26年度から開始

※海外アートフェアへの出展するギャラリーへ支援

※国内開催の国際アートフェスティバル及び企画展等へ支援

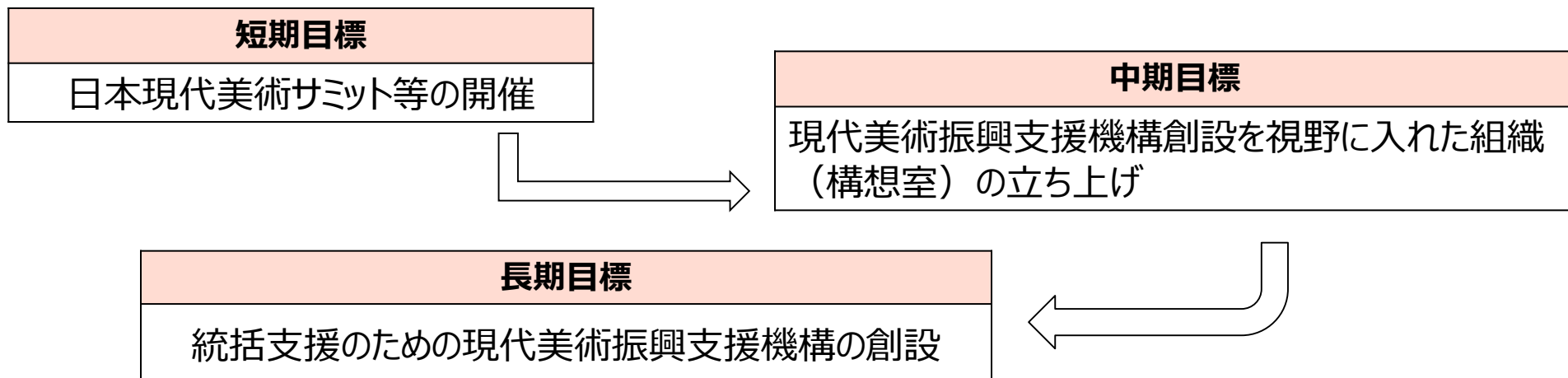
→令和元(2019)年度からは、名称を「優れた現代美術の国際発信促進事業」と改め、国際発信力のある企画展では日本作家の美術館での個展も対象に

平成26年4月 「現代美術の海外発信に関する検討会」設置

※6月まで3回の会合

10月 「現代美術の海外発信について「論点の整理」」を公表

→「短・中・長期目標」をとりまとめる



平成26年12月 平成27(2015)年度政府予算において、「論点の整理」の短期目標を反映した予算案(※2)が計上される

※2: 我が国現代アート海外展開シンポジウム開催(委託費)

現代アートの国際情勢、国際展開に関する調査研究実施(委託費)

平成27年1月 **国税庁長官通達の改正により美術品に係る減価償却範囲が変更**

呼称変更: 「書画骨とう」→「美術品等」

減価償却可能範囲の変更: 「20万円未満」→「100万円未満」

※パブリックアートは100万円以上でもあっても減価償却が可能に

---

平成28年3月 文化庁の京都移転決定(平成28(2016)年3月22日)

→「地域文化創生本部」を先行設置(平成29(2017)年4月)

※文化庁の機能強化・組織再編の動きへ

(Phase2)

平成29年3月 **内閣官房文化経済戦略特別チーム設置**

→「アート市場の活性化」が初めて注目される

6月 文化芸術振興基本法改正 → 「**文化芸術基本法**」へ

(平成29(2017)年6月16日成立, 同6月23日施行)

8月 平成30(2018)年度 概算要求・税制改正要望

→「**社会的・経済的価値をはぐくむ文化政策への転換**」

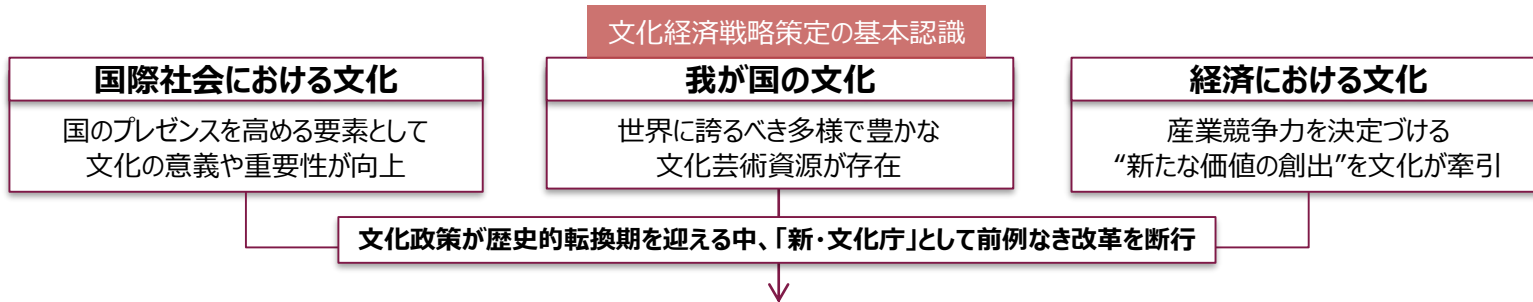
12月 平成30(2018)年度政府予算に「**アート市場活性化事業**」計上

→※翌年度以降「**アートプラットフォーム事業**」へ発展

平成30(2018)年度税制改正大綱において「**特定の美術品に係る  
相続税の納税猶予制度の創設**」が認められる(平成31年4月施行)

「**文化経済戦略(内閣官房・文化庁)**」策定・公表(12月27日)

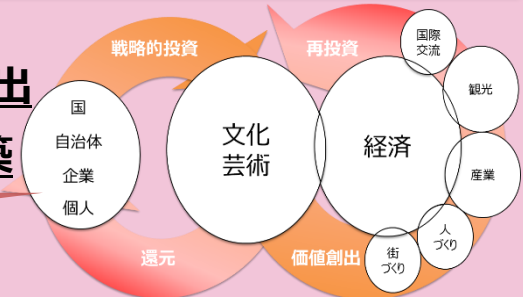
→「**美術館機能強化・国際ネットワーク構築等を通じた  
アート市場の活性化**」が重点戦略に掲げられた



《 国家戦略の策定・実行 》

- ▶ **国・地方自治体・企業・個人が文化への戦略的投資を拡大**
- ▶ **文化を起点に他分野と連携した創造的活動を通じて新たな価値を創出**
- ▶ **新たな価値が文化に再投資され持続的な発展に繋がる好循環を構築**

文化芸術を起点とした価値連鎖（バリューチェーン）



新たな経済的価値、社会的価値、公共的価値を創出

《 文化経済戦略が目指す将来像 》

- ◆ **花開く文化**：未来に向けた「文化の着実な継承」、「次代を担う文化創造の担い手」の育成、「次世代の文化財」の新たな創造
- ◆ **創造する産業**：「文化芸術資源を活かした新産業・イノベーション」の創出、「文化芸術を企業価値につなげる企業経営」の推進
- ◆ **ときめく社会**：「文化を知り、文化を愛し、文化を支える国民層」の形成、「国民文化力」の醸成による「文化芸術立国」への飛躍

文化経済戦略策定にあたっての重要な6つの視点

- 未来を志向した文化財の着実な継承とさらなる発展
- 文化への投資が持続的になされる仕組みづくり
- 文化経済活動を通じた地域の活性化
- 双方向の国際展開を通じた日本ブランド価値の最大化
- 文化経済活動を通じた社会包摂・多文化共生社会の実現
- 2020年を契機とした次世代に誇れる文化レガシー創出

※ アート市場に係る記述抜粋

(VI 推進すべき6つの重点戦略、

5. 周辺領域への波及、新たな需要・付加価値の創出)

国際的な芸術祭やコンクールの開催、アートフェアの拡大、世界的なアーティストやキュレーター、ギャラリストの誘致等、我が国の文化芸術資源や文化芸術活動とアート市場が共に活性化し、持続的に成長・発展していくための新たな取組を推進する。

## 平成30年3月 「文化芸術振興基本計画」策定(3月6日閣議決定)

- 文化芸術振興基本法の一部改正により、文部科学大臣が関係府省庁の施策も含んだ案を作成し、関係府省庁で構成する政府の「文化芸術推進会議」における連絡調整を経て政府が策定することとなった計画。 ※従前は「基本的な方針」
- 改正された「文化芸術基本法」では、以下のような内容が追加された。
  - ◎文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込む。
  - ◎文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用する。
  - ◎生活文化の例示に「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図る。
  - ◎芸術家の養成及び確保に関する必要な施策の例示に国内外における「教育訓練等の人材育成への支援」、「文化芸術作品の流通促進」を追加。
  - ◎国が公共の建物等において、文化芸術作品の展示等を行う努力義務を追加。 など

## 平成30年4月 自民党政調 文化立国調査会アート市場活性化小委員会発足

同月 内閣官房日本経済再生総合事務局「未来投資会議構造改革徹底推進会合「地域経済・インフラ」会合(中小企業・観光・スポーツ・文化等)(第4回)」において、「アート市場の活性化」が議題となる

5月 上記、構造改革徹底推進会合における資料を基に、「リーディング・ミュージアム」の記事が報道される



平成30年6月 「文化財保護法」一部改正(2018年6月8日公布)

地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力を強化  
☆国による「文化財保存活用地域計画」や「保存活用計画」の認定制度創設  
☆保存活用支援団体指定制度の創設／文化財保護担当を「教育委員会」→「知事部局」へ  
など

同月 「国際文化交流の祭典推進法」制定(2018年6月13日公布)

同月 「文部科学省設置法」一部改正(2018年6月15日公布)

☆新・文化庁にふさわしい組織改革・機能強化を図り、文化に関する施策を総合的に推進  
→ 2018年10月1日付けで組織改編を実施  
☆その後、「食文化担当」及び「文化観光担当」参事官を新設(2020年4月1日～)

平成31年2月 内閣官房日本経済再生総合事務局「未来投資会議構造改革徹底推進会合「地域経済・インフラ」会合(中小企業・観光・スポーツ・文化等)(第6回)」において、「アートのエコシステムの構築」が議題に

令和元年12月 令和2(2020)年度税制改正大綱において、「登録美術品」に係る物納の特例(第3位 → 第1位に繰上げ)の適用対象に制作者が生存中である美術品のうち一定のものを加えることが認められる

令和2年4月 「文化観光推進法」制定(2020年4月17日公布)

(文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律)

☆文化施設を中心とした文化観光の拠点・地域を認定し、特別な措置を講じることとなった(文化観光推進法認定計画:40計画認定済)

- 令和2年12月 **財務省関税局が関税法基本通達の一部改正を公表**  
→ 国際的なオークションやアートフェア開催に際し、保税地域の活用が可能である旨を明示
- 同月 令和3(2021)年度税制改正大綱において**相続税猶予の対象となる財の類型に製作後50年を経過していない美術品のうち一定のものを追加**することが認められる。
- 同月 令和3(2021)年度政府予算案に「**独立行政法人国立美術館アート・コミュニケーションセンター(仮称)**」に係る経費が計上される。
- 令和3年2月 文化審議会文化政策部会アート市場活性化ワーキンググループ設置【※年度末までに計3回開催】
- 同月 **財務省関税局が関税法基本通達の一部改正を公表**  
→ 国際的な**ギャラリー**も、保税地域の活用が可能である旨を明示
- 3月 文化審議会文化政策部会アート市場活性化ワーキンググループ報告書「**アート市場活性化を通じた文化と経済の好循環による「文化芸術立国」の実現に向けて**」とりまとめ・公表

## 「アート市場活性化を通じた文化と経済の好循環による「文化芸術立国」の実現に向けて」（概要）

### 背景

文化審議会文化政策部会の下にワーキンググループを設置し、我が国のアート市場の活性化に向けた課題の整理と必要な政策的対応等の検討を行い、報告書をまとめた。（令和3年3月）

### ● 日本の現状

- ・世界のアート市場7兆円程度に対し、日本は2,580億円（2019）
- ・コレクター不足（世界の「トップ・コレクター200」のうち日本人は5人）
- ・美術界での影響力が弱い（「パワー100」のうち日本人は0人）
- ・アート人材不足・美術館・ギャラリーの脆弱性
- ・海外発信不足（世界の美術史に影響を与える(英語)文献が僅少）
- ・国民のアートへの関心不足  
（1年間に1回以上アートを鑑賞する人の割合は23.6%）

### ● 今後の方向性

#### 1.本質的価値の向上

##### (1) 近現代美術の美術的・学術的価値の向上

世界の美術史において日本アートを価値付けるため、美術館、ギャラリーの強化、専門人材の育成、配置が必要。

##### (2) ナショナル・コレクションの形成

中堅・若手作家の作品購入によるアーティストの価値向上が必要。

##### (3) アート・コミュニケーション推進センター（仮称）の拡充

アートにかかる情報・発信・人材等のハブ機能を整備することが必要。

#### 2.社会的価値の向上

##### (1) アートの「社会化」

アートファンでない人にアートの意義を認めてもらう必要がある。

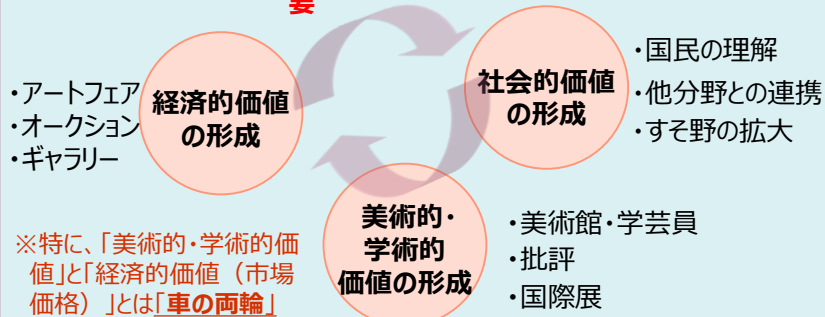
##### (2) アートとウェルビーイング

アートへの参加・鑑賞によるウェルビーイング等への効用を発信。

##### (3) 鑑賞教育の充実

幼少期における鑑賞教育の拡充、アクセスの改善。

【アートを取り巻く環境】 3つの価値をバランスよく向上させることが必要



#### 3.経済的価値の向上

##### (1) アートへの「投資」に対する考え方

アートの「使用価値」を感じてくれる人を増加させ、長期保有を前提とした投資を増加させることが重要。

##### (2) アート購入者の裾野の拡大

アートを家に飾る個人購入者の増加及び企業による購入促進。

##### (3) 公的な鑑定評価の仕組みの導入

アート価格の透明性向上による購入促進。

##### (4) アートDXの推進

DX導入によるアート業界の効率化、利便性・安全性の確保。

#### 4.アートの国際的な拠点化

##### (1) 美術的・学術的価値付けの拠点としての国際化

国際的なアートフェア・オークション等の参入による国際的価値付け体系の拠点化。

##### (2) 観光政策の一環としてのアート市場の国際拠点化

富裕層向け観光政策としてのアート市場の活性化。

# (参考) 美術品の類型整理

## 文化財保護法 (S25法律第214号/最終改正 H30.6.8)

: 文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する

### 有形文化財 (美術工芸品)

(絵画、彫刻、工芸品 その他の有形の文化的所産である動産)

#### 重要文化財 (指定制)

##### 国宝

(重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいえない国民の宝たるもの)

- ・国の管理・修理・復旧・公開に関する命令権  
※その他は重要文化財と同じ
- ・国の管理・修理・復旧・公開に関する指示、勧告権
- ・現状変更規制 (許可制)、**輸出制限**
- ・所有者等変更、所在変更、滅失、き損等の届出義務
- ・修理、**買取り等の国庫補助 (国の優先買取権)**
- ・**国等への譲渡所得に係る非課税措置**  
【所得税、個人住民税】

- ・修理等の設計監理費の国家補助 (建造物のみ)
- ・国の現状変更に関する指導、助言、勧告権
- ・所有者・所在変更、滅失、き損、現状変更、輸出等の届出義務

#### 登録有形文化財 (登録制)

#### 特定美術品

##### <対象>

- ①認定保存活用計画に記載
- ②以下のいずれかに該当
  - ・**重要文化財** (絵画、彫刻、工芸品 その他の有形の文化的所産である動産)
  - ・**登録有形文化財** (美術工芸品)のうち**世界文化の見地から歴史上、芸術上、又は学術上特に優れた価値を有するもの**

##### <要件>

- ・相続人による登録博物館又は博物館相当施設への寄託の継続 (認定保存活用計画の期間内)

##### <優遇措置>

- ・**相続税の納税猶予及び免除**  
【相続税】(H31改正)
- ・**一定の現代美術品も対象とする**  
(R3改正)

## 美術品公開促進法 (H10法律第99号)

: 登録美術品の美術館における公開を促進することによって、国民の美術品を鑑賞する機会の拡大を図り、もって文化の発展に寄与する

#### 登録美術品 (登録制)

##### <対象>

- ①重要文化財又は国宝
- ②**世界文化の見地から歴史上、芸術上、又は学術上特に優れた価値を有する作品**  
⇒ **存命中作家も対象とする (R2改正)**  
(関連法令 (告示等) の改正を予定)

##### <要件>

- ・登録博物館又は博物館相当施設での公開
- ・5年以上有効な寄託契約の締結 (一方的な解約申し入れができない特約付き)

##### <優遇措置>

- ・**相続税の物納の特例措置 (不動産等と同等の優先順位) ※金銭納付原則あり**

# 保税措置に関する通達改正概要及び 保税許可申請手続について

令和3年5月28日(金)

財務省関税局監視課

# 本日の説明内容

- 保税制度について
- アート関係における保税の制度改正について
- 保税蔵置場の許可にあたって

(参考) 保税蔵置場許可申請資料の記載例

# 保税制度について

# 用語の説明

用語	説明
① 輸入	外国から到着した貨物を日本国内に引き取ること(保税地域を経由して)又は、輸出の許可を受けた貨物を日本国内に引き取ること(保税地域を経由して)
② 輸出	内国貨物を外国に向けて送り出すこと
③ 外国貨物	外国から日本に到着した貨物で輸入の許可を受けていない貨物又は、輸出の許可を受けた貨物
④ 内国貨物	日本国内にある貨物で、外国貨物ではないもの

## 補足

- 貨物を輸出入する時は、「通関手続」が必要  
税関では、主に3つの法律の規定に基づいて業務を行っています。
- 関税法(関税の徴収、保税制度、通関手続について)
  - 関税定率法(関税率、課税価格、減免税制度について)
  - 関税暫定措置法(税率の特例、減免税制度の特例について)



# 保税制度について

## 概要

外国から到着した貨物で輸入許可前のもの、又は輸出の許可を受けた貨物は、関税法では「外国貨物」とされ、税関長が外国貨物を置くこと等ができる場所として許可した場所である「保税地域」以外の場所に置くことができない。

## 目的

適正な輸出入手続きの履行を確保するとともに、薬物、銃器等の社会悪物品の日本国内への流入の防止や国内産業の保護を目的として課している関税を始めとする各種税の徴収の確保を図り、また、テロ関連物品の輸出の防止等を目的とするもの。

# 保税地域について

保税地域は、輸出入貨物を税関の監督下に置くことにより、秩序ある貿易を維持し、関税などの徴収の確保を図るとともに、貿易の振興などに役立てることを目的としている。

秩序ある貿易の維持・  
関税などの徴収の確保



税関の審査・検査を受け、関税等を納付することにより保税地域から外国貨物を出すことが可能。  
(社会悪物品の水際取締、関税などの徴収の確保)



貿易の振興など



保税地域に外国貨物が置かれている間は、当該貨物の関税等の徴収が留保されるため、このような関税等未納の状態を利用して、外国貨物の蔵置、加工・製造、展示などの行為をすることが可能。

## ○保税地域の種類、主な機能、地域数

種類	主な機能
指定保税地域	外国貨物の積卸し、運搬、一時蔵置 例) コンテナヤード 等
保税蔵置場	外国貨物の積卸し、運搬、蔵置 例) 倉庫、上屋 等
保税工場	外国貨物の加工、製造 例) 造船所、製鉄所、製油所 等
保税展示場	外国貨物の展示・使用 例) 博覧会、博物館 等
総合保税地域	保税蔵置場、保税工場、保税展示場の総合的機能 例) 中部国際空港 等

# 保税蔵置場について

## ■保税蔵置場とは...

⇒ 民間企業の土地や施設等で、申請に基づき  
税関長が許可した場所

## ■機能

⇒ 外国貨物の積卸し、運搬、蔵置

■蔵置期間      2年以内(延長あり)

■許可期間      6年以内(更新あり)

# アート関係における保税の制度改革について

# 保税地域における国際的なオークション・ギャラリー・アートフェアについて

## 経緯

- ・ 美術品等の国際的なオークションや、様々なアートギャラリーが一堂に集まり作品を展示販売するアートフェアを開催しようとする動きがある。
- ・ それらは、文化の振興や国際物流・経済の活性化等に繋がるものであることを踏まえ、本件について、保税地域の活用を可能とするもの。
- ・ 既に許可を受けている保税地域に加え、新たに保税地域の許可を受けて開催することも可能である。

## 保税地域の活用

### ○ 保税地域とは

保税地域とは、外国貨物についての蔵置や展示ができる場所である。

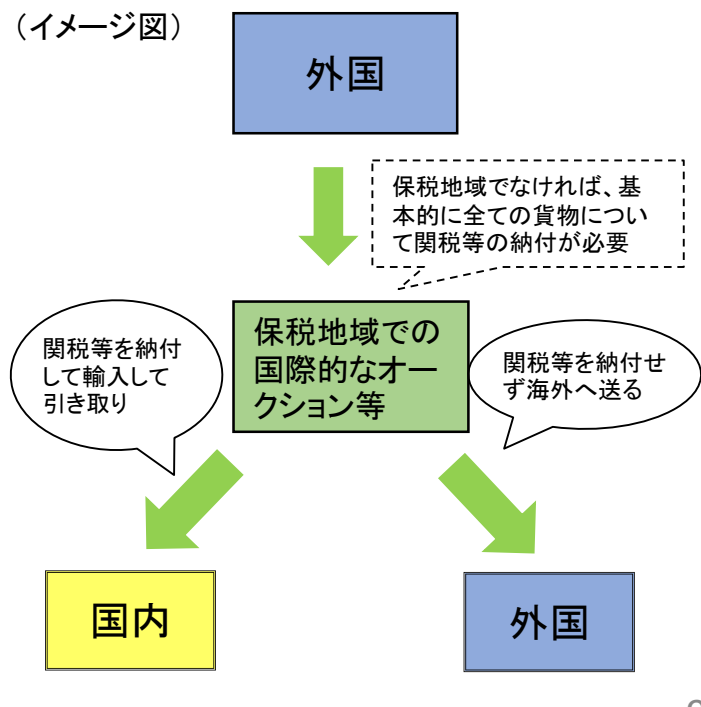
### ○ 関税等の取扱いについて

保税地域では、関税、内国消費税及び地方消費税を課されることなく外国貨物の蔵置等を行うことができる。

保税地域でのオークションにおいて落札又はアートフェアあるいはギャラリーにおいて販売された外国貨物は、日本国内に引き取られる場合は、外国貨物の輸入となるので、輸入手続きを行い、関税等の納付が必要となる。

一方、外国貨物が輸入されることなく、外国へ送られる場合は、関税等の納付は必要ない。

(イメージ図)



# 国際的なオークション・ギャラリー・アートフェアにおける保税地域の活用

## 国際的なオークション・ギャラリー：保税蔵置場

### 保税蔵置場とは

特定の場所や施設で、外国貨物を置くことができる場所として、税関長が許可する保税地域

### 保税蔵置場の許可を受けるには

税関に相談の上、申請書類を提出し、審査を受ける

- ①保税蔵置場許可申請書
- ②最近の事業報告書等
- ③保税蔵置場及びその付近の図面
- ④貨物管理に関する社内管理規程(CP) 等

### 国際的なオークション・ギャラリーにおける活用にあたって

- 貨物の管理
- 入退場者の管理又は厳格な貨物管理
  - ※ 厳格な貨物管理
    - 監視カメラにより保税蔵置場全域を常時監視 又は
    - 電子タグを活用した防犯ゲートの設置等
- 輸入等手続き
- 国際的な商品取引や積戻しが見込まれる美術品等の保管も可能 等

## 国際的なアートフェア：保税展示場

### 保税展示場とは

国際博覧会、見本市等において、外国貨物を展示する会場として使用できる場所として、税関長が許可する保税地域

### 保税展示場の許可を受けるには

税関に相談の上、申請書類を提出し、審査を受ける

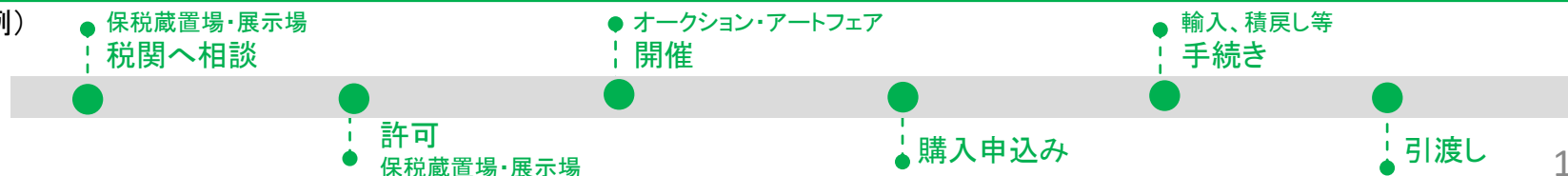
- ①保税展示場許可申請書
- ②保税蔵置場の②~④書類
- ③博覧会等の名称、目的内容、開催期間及び開催者の名称を記載した書類 等
- ※国・地方公共団体の後援等が必要

### 国際的なアートフェアの開催にあたって

- 貨物の管理
- 輸入等手続き  
(展示物品の購入の申込みがあった場合、輸入等の必要な手続きを行った後、購入者に引き渡す) 等

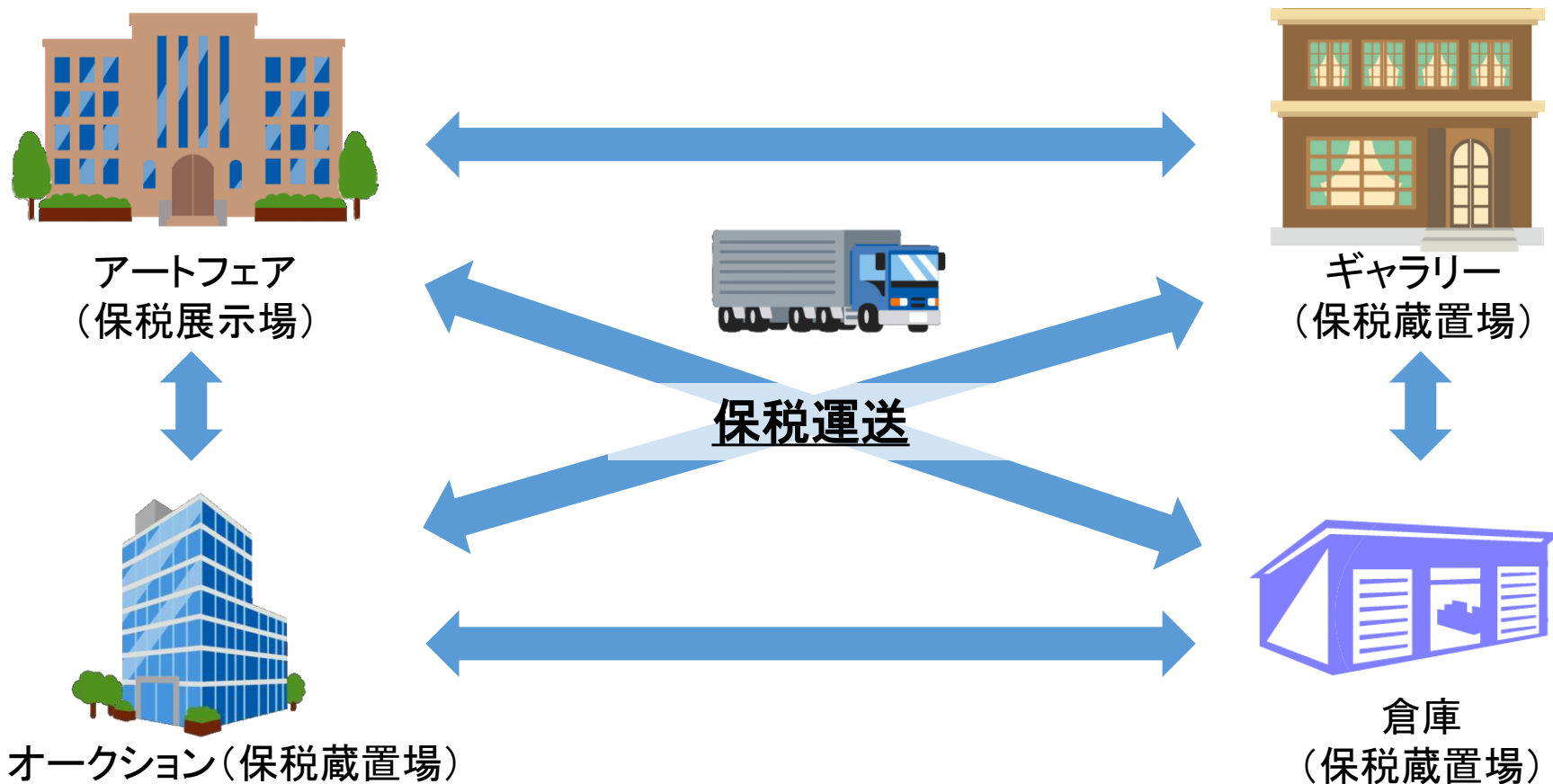
開催フロー

(一例)



## 美術品等の保税運送ネットワークについて

- ・ 保税地域であるギャラリー・アートフェア・オークション・倉庫間であれば、「保税運送」の承認を受けることにより、美術品等を外国貨物(保税状態)のまま運送することが可能。
- ・ 保税運送の承認申請は、美術品等の所有者、荷送人、運送人の他、通関業者が代理人として申請を行うことが可能。



保税蔵置場の許可にあたって



# 保税蔵置場許可申請の流れ(一例)

申請予定の申出・相談

新規の許可申請が見込まれる場合は、あらかじめ、申請予定地の所在地を管轄している税関官署の保税担当部門へ相談してください。



税関との相談・ヒアリング

新規許可を予定している内容等について、ヒアリングを行います。  
また、施設設備、役員・従業員の関税法令への理解度、貨物管理能力等についても確認します。



許可申請書類の提出

新規許可申請関係書類を申請予定地の所在地を管轄している税関官署の保税担当部門へ提出してください。

(※)上記の流れは一例であり、申請内容や状況に応じて、複数回ヒアリングを行う場合や、許可申請書類についてヒアリングする場合など、上記とは異なる流れとなる場合があります。

# 保税蔵置場の許可にあたって(許可要件)

## ○ 人的要件

- ・ 一定期間、法令違反で処分を受けていないこと
- ・ 暴力団関係者でないこと
- ・ 保税蔵置場の業務遂行に十分な能力を有していること

等

## ○ 場所的要件

- ・ 管轄税関官署から遠い場所でないこと  
(原則25km以内、交通の便が良ければおおむね100km以内)

## ○ 施設的要件

- ・ 貨物の適正な保全ができる施設であること  
(フェンスの設置、施錠等)

## ○ 量的要件

- ・ 利用見込みがあること

# 保税蔵置場の許可にあたって(留意事項)

## ○ 保税地域許可手数料

保税地域の被許可者は、保税地域の種類や面積に応じ、毎月、税関に一定額の手数料の納付が必要。例) 500㎡未満は9,500円、500㎡~1,000㎡未満は12,200円

## ○ 亡失した場合の関税納付義務

保税地域にある外国貨物が**亡失(注)した時**は、保税地域の被許可者が**関税の納付義務を負う**。(注)「亡失」とは、貨物が物理的に存在しなくなることをいう

## ○ 記帳義務

保税地域の被許可者は、**自己の責任により外国貨物を管理**し、帳簿を設けて所要の事項を記載する。

## ○ 貨物の取扱い

保税地域では、①内容の点検又は改装、仕分けその他の手入れ、②見本の展示、簡単な加工、**これらに類する行為**を行うことができるが、②については税関長の許可が必要。(①については記帳のみで可能)

(参考)

保税蔵置場許可申請資料の記載例

# 保税蔵置場の許可申請書類一覧

No	提出書類・添付書類（代表例）
1	保税蔵置場許可申請書
2	会社概要
3	（法人）事業報告書
4	申請場所付近見取図及び図面
5	（法人）登記事項証明書 （個人）住民票
6	（法人）定款の写し
7	貨物取扱利用見込み表
8	貨物の保管規則・保管料率表
9	支配人その他主要な従業者及び役員 の履歴書
10	業務委託契約書の写し
11	賃貸借契約書の写し
12	委任状
13	誓約書
14	貨物管理に関する社内管理規定 （Compliance-Program：CP）

→パンフレット等既存資料  
→直近事業年度1～3年分程度

→営業用の保税蔵置場の場合

→貨物管理の一部を業務委託する場合

→土地や建物を賃貸借している場合

→許可後の保税業務の手続きを主要な従業員等に委任する場合

※上記は一般的なギャラリーを想定した代表例であり、申請内容等によっては追加の資料等提出いただくことがあります。申請に必要なとなる資料については管轄の税関までご相談ください。

# 保税蔵置場の許可要件

保税蔵置場の許可には、申請予定者、その役員等が次のいずれにも該当しないことが必要。

- ① 保税蔵置場の許可を取り消された事実がある場合
- ② 関税法又はその他の法令に違反した事実がある場合
- ③ 暴力団員等である場合
- ④ ①～③に該当するものを役員とする法人である場合、またはこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者である場合
- ⑤ 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者である場合
- ⑥ 資力薄弱であるため関税法の規定により課される負担に耐えないと認められる場合
- ⑦ 保税蔵置場の業務を遂行するのに十分な能力がないと認められる場合
- ⑧ 許可を受けようとする場所の位置又は設備が保税蔵置場として不適當であると認められる場合
- ⑨ 許可を受けようとする場所について、保税蔵置場としての利用の見込み又は価値が少ないと認められる場合

# 保税蔵置場許可申請書

税関様式C第3120号

例

申請番号

## 保税蔵置場許可申請書

令和 年 月 日

〇〇税関長殿

申請者

住所 東京都千代田区霞が関三丁目1番1号

法人番号 8000012050001

氏名(名称及び代表権者の氏名)

株式会社ギャラリーオークラ

代表取締役 大蔵 太郎

関税法第42条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり保税蔵置場の許可を申請します。

### 記

蔵置場の名称	株式会社ギャラリーオークラ 千代田ギャラリー 保税蔵置場
所在地	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号 (注: 3-1-1等とはせず、正確に記載)
営業用、自家用の別	自家用
蔵置場の構造 棟数及び面積	構造: 鉄筋コンクリート造2階建 棟数: 1棟 面積: 750m <sup>2</sup>
蔵置する貨物の種類	輸出入一般貨物
許可を受けようとする期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

許可を受けようとする期間の記載は税関にご相談ください

(注) 1. 法人においては、申請者欄に法人の住所、法人番号及び名称並びに代表権者の氏名を記載して下さい。

2. この申請書は1通(税関支署を経由する場合は2通)提出して下さい。

(規格A4)

申請者:  
登記事項証明書 of 住所を正確に記載

蔵置場の名称:  
申請する保税蔵置場の名称を記載

所在地:  
保税蔵置場となる建物の所在地全てを建物登記の通り記載

営業用、自家用の別:  
他人の貨物を業として保管する場合は営業用、それ以外の場合は自家用に該当

蔵置場の構造、棟数及び面積:  
保税蔵置場となる建物毎の構造、棟数及び面積を記載(構造は建物登記の通り記載)

蔵置する貨物の種類:  
美術品等のみを取り扱う場合、「輸出入一般貨物」と記載

# 誓約書

**申請者並びに役員及び主要な従業者について、関税法第43条第1号～第4号、第6号(第5号に係るものを除く)(※)に掲げる事項に該当しないことを誓約する資料。**

(※)許可要件の①～⑤に該当

## 関税法第四十三条(要約版)

第一号 保税蔵置場の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)が保税地域の許可を取り消された者であつて、その取り消された日から三年を経過していない場合

第二号 申請者が関税法の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過していない場合

第三号 申請者が関税法以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない場合

第四号 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四条(傷害)、第二百六条(現場助勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の二第一項(凶器準備集合及び結集)、第二百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない場合

第五号 申請者が暴力団員等である場合

第六号 申請者が前各号のいずれかに該当する者を役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者である場合



# 貨物管理に関する社内管理規定(CP)

## 社内管理規定(CP=Compliance-Program)の記載事項

- 社内管理規定の目的
- 社内管理責任体制の整備
  - ・総合責任者
  - ・貨物管理責任者
  - ・顧客(荷主)責任者
  - ・委託関係責任者
- 貨物管理手続き体制の整備
  - ・搬入・搬出管理
  - ・蔵置管理
  - ・貨物取扱い等管理
  - ・顧客(荷主)管理
  - ・記帳管理
- 貨物の保全のための体制整備
- 税関への通報体制の整備
- 教育訓練についての体制の整備
- 評価・監査制度の整備
- その他留意事項

# 貨物管理に関する社内管理規定(CP)

## ○ 社内管理責任体制の整備

### ▪ 総合責任者

倉主等が行うべき業務について、総合的に管理し、監督し、責任を負う責任者を定める。

### ▪ 貨物管理責任者

貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階での貨物の数量、態様等の把握、管理を行う責任者を定める。

### ▪ 顧客(荷主)責任者

保税蔵置場を利用する顧客(荷主)について、その資質や経営状態等を把握し管理する責任者を定める。

### ▪ 委託関係責任者

保税蔵置場での業務について、業務委託を行っている場合は、委託企業従業員の資質の把握、適切な指揮監督の徹底等の体制を明確にする責任者を定める。

# 貨物管理に関する社内管理規定（CP）

## ○ 貨物管理手続き体制の整備

### ▪ 搬入・搬出管理

貨物の搬出入時における基本動作（搬入・搬出の立会い、運送関係書類と貨物の対査、搬入・搬出結果の記帳担当者への報告等）の詳細を定める。

### ▪ 蔵置管理

貨物蔵置中における基本動作（貨物のロットごとの区分蔵置やさし札等による管理等）の詳細を定める。

※美術品等の展示販売を行う場合は、蔵置貨物を個別に識別及び管理を行うことを定める。

### ▪ 貨物取扱い等管理

貨物取扱い時における基本動作（貨物の取扱立会い、関係書類と貨物の対査等）の詳細を定める。

※美術品等の展示販売を行う場合は、監視カメラの設置や防犯タグによる蔵置貨物の管理、保管場所立入り時の入場者名簿の作成、購入実績表の作成等について定める。

# 貨物管理に関する社内管理規定(CP)

## ○ 貨物管理手続き体制の整備(続き)

### ・ 記帳管理

関税法で定められた必要事項を関係書類に基づいて保税台帳に日々正確に記載し、その関係書類を保管することについて定める。

## ○ 貨物の保全のための体制の整備

保税蔵置場における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るため、必要に応じて、保税蔵置場への人又は貨物の出入りをチェックする体制を確保するほか、常時又は定期的に当該保税蔵置場内の巡回警備等を行う体制を整備する。

※美術品等の展示販売を行う場合、

- ・ 監視カメラによる保税蔵置場全域の常時監視
- ・ 監視カメラによる保税蔵置場出入口の常時監視及び防犯タグを活用した防犯ゲートによる貨物盗難防止

等、蔵置貨物保全のための措置についてあわせて定める。

# 保税蔵置場許可申請に関する問合せ先

お問合せ時間  
9:00～12:00、13:00～17:00  
(土日・祝日を除く)

函館税関  
TEL: 0138-40-4275  
(保税地域監督官部門)

神戸税関  
TEL: 078-333-3177  
(保税許可部門)

東京税関  
TEL: 03-3599-6423  
(保税許可部門)

門司税関  
TEL: 050-3530-8387  
(保税地域監督官部門)

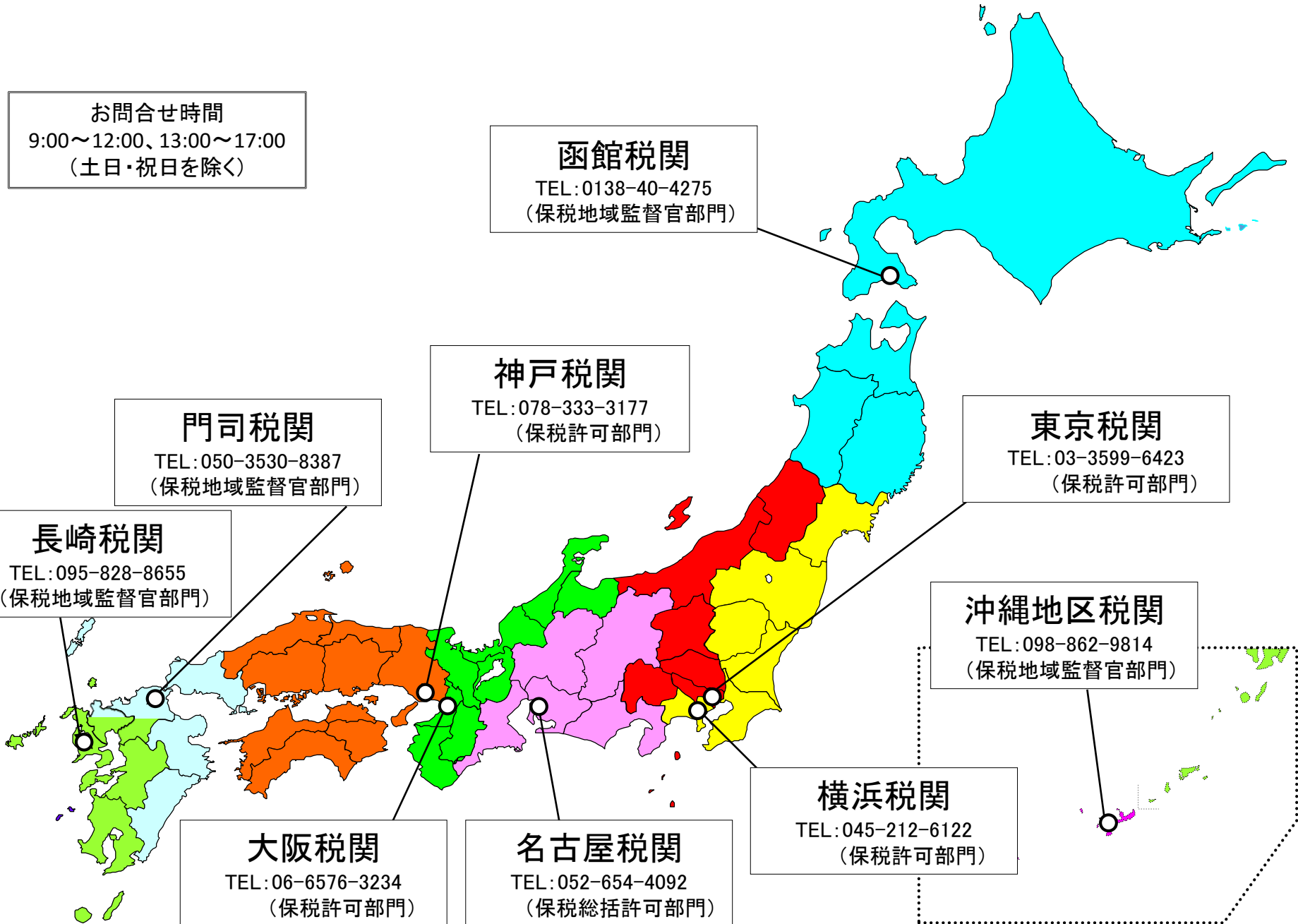
長崎税関  
TEL: 095-828-8655  
(保税地域監督官部門)

沖縄地区税関  
TEL: 098-862-9814  
(保税地域監督官部門)

大阪税関  
TEL: 06-6576-3234  
(保税許可部門)

名古屋税関  
TEL: 052-654-4092  
(保税総括許可部門)

横浜税関  
TEL: 045-212-6122  
(保税許可部門)



ご清聴ありがとうございました